

(4) 司法書士と取り組んだ授業・その2

～多重債務問題の授業「法律は変わる、国民の手で変えることができる」～

伊見 杉浦さんの方から、貸金業法改正、金利の引下げを題材とした授業ですね。それではお願いします。

杉浦 現在進められている「法教育」について、私自身はちょっと「？」です。子どもたちが将来主権者となって育っていく、市民として自分たちの力が発揮できるための「法教育」って何なのか。そういう意味で「法教育」を組み替えたいと思っています。その実践の一貫として、この私法と消費者保護の授業をつくらうと思っています。その観点から、『はじめての法教育』に向こうを張ろうと計画をたてました。

当日配布資料の3枚目です。高校2年生の選択の政治経済でやらせていただいた。「法教育」と銘打った教育は高校生は受けていませんので、レベルは若干落としながら、中学校の公民でもできるかという授業を6回にわたって作った。指導要領が改訂されて、社会科の授業数も若干増えるんですけど、増えて6時間かなと。それにあてはめていくと、契約、あるいは消費者教育にあてられるのはだいたい2時間かなと。その6回のスケジュールを考えたときに、こんなふうにやってみようかなというのが、この流れです。井沼さんの実践もそうですが、教員は、一つの単元をきちっとつくって、この授業が全体の中でどういう位置付けかということを考えて授業をつくっているはずですが、時間があいたから司法書士さん・・・というわけではない。このあと話をする授業というのは、5回目、6回目、特に5回目の授業ですが、まず、その前段階を少しお話しします。

1回目は、『はじめての法教育』=法教育研究会、法教育推進協議会の方から出されてきた流れをある程度組み替えようという意図がありましたので、ルールを取りあげた授業を行ないました。壁に落書きをしてしまった問題、これを道徳的に解決する方法と法的に解決する方法はどう違うかな、というような話をします。ネタは、関東弁護士会連合会編『法教育～21世紀を生きる子どもたちに』（注：現代人文社、2003年）という本に出ているものを、若干アレンジしました。生徒、それから社会人もそうですけど、道徳と法の混同というのが結構あり、どういうふうに解決していくかというとき、法を適用するとか、謝ればいいんじゃないとか、生徒からもいろいろ出てきます。その違いをどう分かってもらうかなという授業から入りました。2時間目は、立憲主義を憲法ではまず強調したいなど。国家権力の恐ろしさということも含めて、権力を縛ることのために憲法というのが生まれているということを理解してもらう。テレビドラマの

「HERO」の第10話を使って、検察権力ってどういうものなのか、疑われた人がこれ自殺しちゃうんですけども、そういうことを考えながら授業をしました。3回目、4回目は、「それでも僕はやってない」という映画をつかって、憲法の人身の自由と、逮捕から起訴までの刑事訴訟法の流れとかを知っておく。これは裁判員になるときに大事なので。

「裁判員になったら、自分は悪いやつを裁いてやる」とか、そういうことを言う生徒が多いんですが、そうではなくて、検察官がきちんと立証できているかどうかを見定めるのが裁判員の役割だよということを、なかなか生徒に落ちないんですけど、映画を通して理解してもらう。4回目のところでは、『裁判員になりました』という日弁連のマンガを使って、裁判員としての視点は何かかなということを考える授業をしています。『はじめての法教育』の項目立てにある程度に沿いながら、そうでなくて、主権者として、一市民として成長していくためにはこういう視点が大事なんじゃないかなということで4回の授業をやった。じゃあ、消費者保護、消費者の問題をどう考えるのかというのが、第5回目、6回目の授業、という流れになっています。

契約を後にして、法を改正するというのを考える授業を先にやってみようかなということで、第5回目。その内容が、事前ダウンロード資料の中に載っています。4月に西脇さんに来ていただいて、授業をコラボでやらせていただきました。この授業案自体は、事前に西脇さんと2回ほど打合せをして作りあげたものですが、中身のほとんどがメイド・バイ・杉浦真理ではなくて、西脇さんが作ったものです。

これから流れるDVDは、授業のつかみに使ったものです。

(注：消費者金融のテレビCMの5年前のものをいくつか集めて編集したDVDを上映。)

懐かしいですね。生徒は目が釘付けで。5年前に流れた消費者金融のCMです。私が撮ったのではなくて、京都教育大学附属高等学校の札埜和男先生という国語の先生が、メディアリテラシーの関係でこれを撮った。これが5年前ですが、去年のCMと比較してみると、実は、この間の消費者問題の違いが見えてくるんですね。

(注：消費者金融のテレビCMの今のものをいくつか集めて編集したDVDを上映。数年前と現在のCMを比較。)

たぶん敏感に変わったなあという部分が、お感じになられたでしょうか。細かいところを見ている生徒がいて、「金利が下がっている」とかね。すごいなと思って。「僕、気がつかなかったよ」って子もいましたが。全体的なトーンが落ち着いてきましたよね。貸しすぎとか借りすぎに注意しましょうというような形になりましたよね。前のいけいけどんどん、とにかく足りなかったらだんどん借りちゃえという雰囲気はぜんぜん違いましたよね。この裏には、いったいどういうことがあるんだろうという謎解きが、この1時間の授業になる。これは、札埜先生が、先程いったメディアリテラシーで使っていたので、私は「これ、ちょっと貸してよ」と、導入に使えるなあと思って。今までの、ここまでが導入です。

(展開で)多重債務問題を知るということで、グレーゾーン金利とか、多重債務がなぜ生まれるのかということの説明します。そのときに使ったプリントが、「二重金利(出資法と利息制限法)の矛盾」ということで。民事上はOKだけでも、これ以上だと刑法上アウトだよというのは、司法書士のみなさんは当然ご存知だと思うんですけど、なかなかこれは生徒には理解できない。「何でグレーゾーン金利はOKしたら、法律違反でもいいの?」というのは結構でてる。こういうところが残されてきた結果、法律をよく知らない借りた人たちが、29.2%を払わなくてはいけないと思って、しかもそれが払いきれずに、いろんな金融機関で借りて多重債務になっている。不幸な場合には自殺にもという社会問題にもなったわけですね。そのような仕組みを、簡単に理解してもらいました。更に、リボ払いについては、具体的な計算は次の時間にやったんですが、そうしたこと、実は知らなきゃいけないよというような話もしました。こういった多重債務問題というのは、グレーゾーン金利を知らないで、法律を知らないで、法律を守らなければいけない。「借りたから返せよ」という言葉は生徒には非常に強いんですね。でも、借りるときの法律は、実は知られてなくて、実は払わなくていい金利を払っているんだということを分かってもらうということで、授業を西脇さんに頼んでしてもらった。

グレーゾーンのことも含めて、クレサラの被害者の人たちが声をあげて、多くの裁判が起こっていくわけですね。司法書士さんの中には、街頭に立たれて署名活動をされた方もこの中にたくさんいらっしゃると思うんですけど、今の法律では多くの人困っているんだという現状、それを具体的に西脇さんに話していただきました。生徒の利用している大久保という近鉄の駅があるんですけど、そこでも西脇さんは署名をとられたということを言っておられました。司法書士さん、弁護士さん、被害者の人々の連携した大きな声が世論を作っていく。そういう世論によって何が動いていくのかということ、生徒に知ってもらえたらと思うんです。多重債務に苦しんだ人や、グレーゾーン金利に矛盾を感じた人たちが、一緒に法改正のために国会に働きかけをしていきます。その結果、あのテレビCMの違いになっていく、グレーゾーン金利が廃止されていく。29.2%のCMは、テレビで無くなりましたよね。社会の不幸を何とか解決したいという人々の気持ちの中で、変わってきたわけです。

つまり、法律というのは、ただあるだけではなくて、社会に必要ながあれば、それをや

っぱり変更するということが大事ですよ。それをできるのが主権者ですよ。そういう力、法というものはただ与えられてそれに適応して生きていきなさいというのではなくて、間違っただ法律とか変えなければいけない法律も存在したら、それを変えられる力をどう育てるかなというのは、教育現場にすごく大きなことだと思うんです。今の「法教育」に一番欠けているところです。そういったものを実践するとき、今回の貸金業法の成立してくる流れは、非常に生徒に確信を持たせる内容です。つまり、法は変わらないものだと思っています。社会は動かないものだと思っています。そういったこともたちに、いや、やっぱりおかしいことはおかしいって声をあげること、それは一人ではできないけれど、横につながって、司法書士さん、弁護士さん、被害者の方、そういったものが社会を動かすことができるんだということを伝えていく。それは、新たに21世紀をつくっていく、日本を作っていく主権者を育てることになると思うんです。もう一枚プリントで「矛盾の是正」というのがあります。今、お話をしたように、高金利引下げの運動というのが全国的に展開されて、2006年12月13日に貸金業法が満場一致で成立していくという流れになっていきます。契約から入って、クーリング・オフだとか、法律で身を守るということも大事なんです。法律を作っていくこともできるんだということを伝える、という授業がどこにもなかったの、一緒に作りたいねということでできた内容です。この次の時間が、契約の具体的な、どこで契約が成立するかとか、クーリング・オフとか、そのへんの授業をやって、こういう内容で6時間のパッケージです。たとえば、新学習指導要領が2010年に始まったときに、こんな形で中学校でも授業ができればいいかなと思って一つのモデルを提示しようと思って授業を作っているところです。

新自由主義の社会の中で競争に打ち勝っていく強い人を育てていくというのは、非常にいいことかもしれませんが、競争の中でそれに落ちていく人たち、特に20世紀になって、自由な契約の中では格差がひらいてだめだと。だから労働者を保護するための法律ができるし、消費者を保護するための法律もできる。20世紀にできてきた社会権を、最近の法改正では、それを掘り崩すような流れがありますよね。そうではなくて、20世紀の前進した人権、とくに社会権を21世紀でさらに発展できるような生徒を育てる。そのためには、法律をただ使えるだけではなくて、必要な法律は作り変える力を持てる、その具体例を示す、そういうことが求められているのではないかなと思っています。

これは、僕だけではできませんでした。この現場を知っている司法書士の西脇さんと一緒だからこの授業ができたものです。実務経験を持たれているということは、すごく司法書士のみなさんの強みですよ。それを、伝えたいもの、何か伝えたいというものを、ぜひ、高校生に持って行って欲しいなと思います。